

令和5年第9回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年9月1日（金曜日） 14時00分～16時25分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高嶋 千恵美 4番 飛高 聖悟
6番 伊藤 文士 8番 山田 美之 9番 谷川 享宏 9番 田原 俊秀
10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也
14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸 17番 多田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 寺島 雅昭
佐伯5区 上杉 隆盛 佐伯6区 亀山 悦男
弥生1区 一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一 弥生3区 藤原 映治
宇目1区 岡田 安代

事務局： 事務局長 橘 公展 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 河合 政和

議事日程

第1 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

(局長)

はい皆さんこんにちは。

それではただいまから令和5年、第9回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、5番、小野美智子委員。

7番竹中裕子委員で、2番の小野隆壽委員は、ちょっと遅れますけれども、現在3名がここにはおりません。

ちゅうことで、現在の出席者は14名です。

17名中、本日の会議の出席者はただいま14名となっております。

よって、農業委員会会議規則第6条により、会議が成立したことを報告します。

また農地利用最適化推進委員につきましては、推進委員の発言につきましては農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせをします。

それでは会長ご挨拶をお願いします。

(会長)

こんにちは。

本日は令和5年の第9回佐伯市農業委員会を開催しましたところ、多くの皆さんの参加をいただきまして会が成立できますことを大変ありがたく思っております。

近頃の天候を見ますと非常に不安定な状況が続いております。

また雨が上がれば、もうすごく暑くなるというようなことで、皆さん方農地のパトロール、農地の状況ですね、8月、先発が8月いっぱいだったと思うんですけども。

大変暑い中ご苦勞さまでした。

今度9月に入りますとまた第2次の調査に入るということで、皆さん方本当に体には十分注意されて調査を行っていただければというふうに思っております。

農業委員会だよりもですね、一応こうして、委員の皆さんのおかげで発行するような段取りになっておりますけども、一応これも皆さんに目を通していただいて、それから全戸に配布しようというようなことでちょっと。

予定が遅れてますけどご了承いただきたいと思えます。

もし変更される部分が、個人的な関係もあろうと思うんですけども変更があれば、申し出ていただければというふうに思っております。

今日は3名の方が欠席ということでございますけども、慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えたいと思えますよろしく申し上げます。

(局長)

はいありがとうございます。

農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行の方をよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

それではしばらくの間、議事進行させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、4番、飛高聖悟委員、6番伊藤文士委員にお願いします。

議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はい。

農地法すいません。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案書の方ですね。

2ページをお開きください。

もう事前に郵送で送ってる議案書の方ですね、よろしいですか。

これです。

これの2ページを開いてみてください。

はい。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明をいたします。

農地法第3条。

件数は9件。

田が1608㎡畑が2797平方メートル、合計4405㎡。

農地法第4条。件数は7件。

田が6119.00㎡畑が112.00㎡合計6231.00㎡。

農地法第5条件数は6件。

田が、3041㎡畑が1963平方メートル、合計5004平方メートル。

総数の合計件数が22件。

合計面積、田が1万768㎡、畑が4872㎡、総合計面積が1万5640.00㎡以上を提案いたします。

審議のほどお願いします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案。

17号農地法三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは3ページの一番から、事務局の説明の後、亀山推進員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子、1ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請の農地は、農業振興地域内の農地です。
農業経営に必要な農機具は所有及び導入予定です。
農業は、譲受人1人で行うとのこと。
農地取得後は果樹を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は1.68アールとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして亀山推進委員さんお願いします。

(亀山推進委員)

はい。
これは贈与の所有権の移転でありまして、現在こういうに非常に荒れた状態になってお
りますが、先般、一応、上の雑草ですね、綺麗にしまして、別に今後の作業によっては問
題ないと思
います。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題ないとの意見がございま
した。
それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして、三条の2番についてですが、事務局の説明の後、寺嶋推進委員さん
からの意見をお
願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。
関連がありますので、三条2・3を一括して説明させていただきます。
今回の申請は、売買による所有権の移転です。
申請農地は、農業振興地域内の農用地です。
譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。
農業経営に必要な農機具が所有しております。
農業は譲受人と妻の2人で行っているとのこと。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 76.56 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺嶋推進委員さんお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。

これは 1 と 2、二つの水田があるんですけど、この道路を挟んで向かいに依頼者の自宅がありま

して、管理上全然問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございます。

それから 3 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

はい。

意見がないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは三条の 2 番について、賛

成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

うん。

一緒に。

すいません。

間違えました。

それでは 3 条、ちょっと 4 番 4 番だな。

はい。

続きまして 3 条 4 番について。

事務局説明の後、清田推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。
今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農業振興地域内の農地です。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人 1 人で行う予定とのことです。
農地取得後は野菜を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は 3.63 アールとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上、支障はないと思われ
ます。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

特に問題ないと思われ
ます。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明、そしてまた担当推進員さんからも特に問題なしとの意見
がございました。
それでは、三条の 4 番について、これより意見等を求めたいと思
います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いします。
はい。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思
いますそれでは 3 条の 4 番について、賛
成される方の挙手を求めたいと思
います。
はい。
全員賛成ということで、許可したいと思
います。
続きまして、三条の 5 番について
です。
事務局の説明の後、清田推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子 4 ページをご覧ください。
今回の申請は、贈与による所有権の移転
です。
申請農地は農業振興地域内の農地
です。
譲受人は自己所有地で米や野菜を
栽培してるとのことです。
農業経営に必要な農機具が所有
しております。
農業は、譲受人 1 人で行う予
定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 18.78 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の費用は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

ここも特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとう。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条 5 番について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

も求めたいと思います。

はい。

ありがとうございます。

全員賛成ということで許可したいと思いま

続きまして三条の 6 番についてですが、事務局説明の後、寺嶋推進委員さんからの意見をお願い

(事務局)

住宅地図の冊子 5 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻の 2 人で行う計画です。

取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 2.45 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

寺島推進委員さんお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。

自作とこの畑は、距離が 30 メートルしか距離がなく、夫婦で畑を耕して作るってことで、特に問題ありませんでした。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 6 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 7 番についてです。

事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子 6 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の 2 人で行う計画です。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

申請者は農地の近くに家を購入予定とのことです。

取得後の耕作面積は 1.97 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

現地調査をしたところ、特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条8番についてです。

事務局の説明のあと、一瀬推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子8ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのこと

です。農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う計画です。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は66.27あるとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと

思われます。事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして一瀬推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の9番についてです。

事務局の説明の後、笠村推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子。

8ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と、父と母の3人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は14.10アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

ちょっと待つて。笠村推進委員さんじゃないよ。

(笠村委員)

29日に事務局と吉岡委員と3人で現地確認しました。

別に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして笠村委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の9番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたい。

9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の9件の審議を終わります。

続きまして、5ページの議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議い

たします。

関連がありますので四条の1番から5番までを一括して審議いたします。

事務局の説明の後、すいません。

もう、今日は岩田委員が欠席でございますので、事務局から、岩田委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の1番から4条の5番までについて説明をさせていただきます。

各申請地は隣接し、一体的に嵩上げを行う予定で関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

お配りしている地図の10ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は低地に位置する農地のため、かさ上げを行い田として利用する計画です。

造成後は、稲を作付する計画です。

申請地では2.1メートルから2.2メートルのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2・1の(1)の両括弧2のCの両括弧エの農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の1番から5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

特に意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

四条の1番から。

何かある、ありますか。

いいですか。

はい。

4条の1番から5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の6番についてです。

事務局からの説明など、藤原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

4条6番について説明いたします。

お配りしている地図の11ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

貸資材置き場用地の用途による申請です。

申請者が代表を務める法人は、令和3年に法人になり、仕事量増加に伴い、中期資材も増加し、今後も増設予定のため、既存の資材置き場、現場移動不定では、手狭となっている状況です。そのため、事務所近くに位置する申請地を申請者が資材置き場用地として造成し、申請者が代表を務める法人に貸し付ける計画です。

なお、申請地の一部は農業用の車両機械乗り入れのため、砂利が敷かれている状況です。

申請地では、隣接し、農地法第五条同地申請地7筆との並行利用により、木材2メートルから4メートル重機ユンボ6台。

アタッチメント7基、鉄板15枚、ヒューム管500から800ミリの資材を設けます資材置き場を設けます。

造成工事は整地、敷き均しのみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、雨水は自然沈通します水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1、両括弧1の力の両括弧イ、第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

周辺農地への影響もないため、特に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして四条の7番についてです。

事務局説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

4条7番について説明いたします。

お配りしている地図の12ページをご覧ください。

申請地は、佐伯市弥生振興局から概ね300メートルの区域内にある第三種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

申請者の自宅までの進入の幅は狭く、車が進入できないため、近接する申請地を平成28年5月10日より駐車場として利用している状況です。

そのため、今回、始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、駐車スペース4台分を個人用、紛い設計物、清掃車及び見学者1駐車場として利用。

また、近隣社より一時的に駐車場依頼があった場合に、駐車場として提供します。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1のエの両括弧イ、第三種農地の要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

はい。

無断転用となっていました、始末書が出されているので特に周辺に問題になる点はないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当する委員さんからも、追認案件で遺憾であるけれども始末書も添付されており現地について問題ないと。

の意見がございました。

それでは4条7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめ、それでは4条の7番について賛成したいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

7ページの、議案第29号、農地法第五条の規定による議案審議してもらって、事務局説明の後、いたします。

(事務局)

はい。

五条の一番について説明いたします。

地図の13ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の工事、売上高の増加に伴い、資材を、在庫をふやす必要がありますが、現在の資材置き場は狭く、より広い資材置き場を取得する必要があります。

そのため、事務所近くに位置する申請地を譲受人が資材置き場用地として利用する計画です。申請地では、資材、砂、砕石、車両、ダンプ3台トラック2台の資材置き場を設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1カ、2両括弧イ、第二種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて、周辺の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ないの旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

三又委員。

(三又委員)

現地確認に行ったんですけどね。

これ、そこをもう、もちろん見ましたけど見たところは上の段をここじゃちゅうので聞いたよう

な、あるんですが。

(事務局)

はい。

上の段ということですね。

今スクリーンの方に、赤の線が境界線なんですけども、もともと広い田でそちらを分筆して今回資材置き場用地ということで、現況がですねちょっともうすでに嵩上げをしてしまってる状況で、三又委員さんがおっしゃる通り、中にちょっと草の中入ってみると上がちょっと開けてる状況になっております。

こちらの写真では隣、右隣が田で耕作しているところで、ですので、現地の方が、この赤の線が境界線ということで私担当事務局の方も認識してるところなんですけどもちょっと境界線が異なるということで、のお話でよろしいですかね。

(会長)

はい。

三又委員。

(三又委員)

私、伊藤さんと一緒に回ったんですけど、もう完全に1段上で、埋め立ててるところでっっちゃうようなことですね。

聞きながら、これならよかろうということで、したんですけどその場所は見えておるんですけどね今、赤で囲ってるところは、ここって言われたところ、赤で囲ってるところがちょっと違うんで。今聞いてみるとこですが。

(事務局)

はい。

字図上もですね、今スクリーンに出してる写真の方もですね左の方に道路がありますけど、実際境界の方も市道に面してます。

三又委員さんがおっしゃる通り上がやっぱりかさ上げしてるところになりますので、外の線はもう市道に面して隣接は、先ほど写真に写ったように、稲を耕作している農地というところになってますので、境界線は、ほぼほぼ合ってると思うんですけども。

(会長)

はい。

局長からちょっと説明させます。

(局長)

すいません。

農業委員さん二名で現場を見てもらってですね、案内したのが、非農地の担当の天野の方が案内をしてると思います。

若干ですね現地確認の場所の確定に意思疎通のそこがあったのかなと今聞いていたら思います。東木原の方も事前に農業委員さんとは別に現地を見に行っていて、ここの線を引いておりますので、実際の現地は今記載しているところが現地になると思います。

三又委員におかれましてはここだって言われたところがちょっと違うよってというようなご指摘なんですけど、合わせてここの今言うここの下の段のところも、三又委員、一緒にご覧になっていただいたんですかね。

現場としては。

(三又委員)

見るのは見たんで、でも問題はないと思うんですけどね。もうそこに現地に行くと一段ちょっと上がってるもんですからね。

もうそこでこれじゃって言われて、ああそうかなつちゅうことで、いいんじゃないかなという判断したんですけど、今見ると、この下の方の低いところからちょっと盛り上がったところまでが一括になっておりますんで。

ちょっと違うかな。説明と違うかな。

許可は許可でいいと思いますけどね。

(局長)

はい。

すいません。

これも非常にですね事務局の意思疎通の問題があったということで反省をしております。

ただし、これあくまでも申請者の申請については別に瑕疵があるわけじゃありません。

一緒に見ていただいている中で、農業委員さんの現地確認として、ここのところが問題ないのであれば、このまま審議を進めさせていただけたら助かると思いますよろしくお願いします。

(三又委員)

さっき言ったように問題はないんですけど、もうほんの取り上げ合わせたあれで問題ないんですけど、問題ありませんよ、今伊藤さんとも確認して。

はい。

すいません。

(会長)

他にどなたかご意見ありますか。

はい。

はい。

今、飛高委員から提言がありました事務局の方、何か答弁しますか。

入れませんか。

今後の参考にして欲しいということですね。

はい。

はい。

ありがとうございました。

他にございませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして五条の2番についてです。

事務局の説明の後、藤原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の2番について説明いたします。

地図の11ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の他です。

貸資材置き場用地の用途による申請です。

譲受人が代表を務める法人は、令和3年に法人になり、仕事量増加に伴い、重機資材も増加し、今後も増加増設予定のため、既存の資材置き場、現場移動不定では手狭となっている状況です。

そのため、事務所近くに位置する申請地を譲受人が資材置き場用地として造成し、譲受人が代表を務める法人に貸し付ける計画です。

申請地では、隣接し、農地法第四条同1同時申請地一筆との併合利用により、木材2メートルから4メートル、中期、ユンボ0.45、立方メートル6台、アタッチメント7期、鉄板15枚、ヒューム管500から800ミリの資材置き場を設けます。

造成工事は整地式ならしのみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可といたします。

続きまして五条の3番についてです。

事務局説明の後、岡田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の3番について説明いたします。

地図の14ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地所有者は高齢であり、耕作管理が難しいことから、太陽光発電施設として有効活用したいと考えました。

なお申請地は令和5年6月26日付で、農用地区域内農地から除外農振除外をされております。

申請地では、185枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い、使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと、思われます。

また、雨水は自然浸透します。

なお、申請地の鳥獣防護柵は、耐用年数を経過しており、補助事業上は問題ありませんが、協定期間内、施設維持のため、防護柵は現状のまま、柵内に太陽光発電支出を設置します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岡田推進委員さんお願いします。

(岡田推進委員)

何も問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

特に意見もないようでございますので、取りまとめたいと思います。

五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして五条の4番についてです。

事務局説明の後、戸高推進委員さんの意見をお願いいたします。

戸高さん来てるかな。

来てない。

戸高委員の意見もあわせてお願いします。

はい。

(事務局)

はい。

五条の4番について説明いたします。

地図の15ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地所有者は高齢であり、耕作管理が難しいことから、太陽光発電施設として有効活用をしたいと考えました。

なお申請地は令和5年6月26日付で、農用地区域内の地から農振除外をされております。

申請地では、158枚の太陽光パネルを設置します。

森土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

なお、申請地までは、進入路がないため申請地西側水路を挟んで隣接する宅地の一部を通行し、水路上に鉄板を敷いて進入路を確保します。

宅地内の通行承諾及び水道上の占用許可手続きについては、地権者及び佐伯市用地管理課に事前協議済みとのことです。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、隣接地も太陽光であることから、周囲の影響も特になくことから、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは五条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
五条の4番に賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の5番についてです。

事務局説明の後、上杉推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の5番について説明いたします。

地図の16ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人の自宅は同居家族が増え、個人それぞれが車を持っており、4台の車の出し入れが大変であるため、自宅に隣接する申請地を駐車場として利用する計画です。

なお、既存駐車場である自宅前のスペースは、今後、庭、物干し、通路として利用する予定です。

申請地では、個人用5台、予備1台を含む来客用2台、計7台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われまます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第21両括弧1の力の両括弧イ。

第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、上杉推進委員さんお願いします。

(上杉推進委員)

はい。

特に問題はありません。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは五条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして五条の6番についてです。

事務局説明の後、清田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の6番について説明いたします。

地図の17ページをご覧ください。

申請地は、高速道路の佐伯インターチェンジ出入口から概ね300メートルの区域内にある第三種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は子供が成長し、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地は令和4年10月頃より、譲渡人が周辺の宅地造成工事の際に、造成しているため、始末書を添付しての申請となっております。

申請地では、隣接する宅地に2筆を合わせた敷地内に木造平屋建てで、建築面積102.68㎡、うち申請地60.31㎡の住宅を建築します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は道路側溝に放流します。

なお、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

違反転用にはなりますけど、始末書の添付の案件になり、またこれ、以前非農地か、なんかで1回案件が出てから確認した時の、土地も入ってるのかなと思って今。造成するのに一緒に造成をしたみたいな形で、今回、始末書つきちゅうことで、案件で取り上げてもらいたいと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんから違反転用は遺憾であるけれども、始末書も添付されており問題ないんじゃないかとのことでございます。

それでは五条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

五条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で農地法第五条の6件の審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第27号、農地法三条の9件につきましては許可したいと思います。

それから議案第28号農地法第4条の7件と議案第29号農地法五条の6件につきましては、許可したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開を何分にしますか。

それじゃ15時再開するというので一旦ここで休憩いたします。

(会長)

はい。

それでは再開したいと思います。

ただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についての議題といたします。

農政課、お願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました、利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを、農用地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って説明させていただきます。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は40件となっております。

お手元の農用地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間5年が28筆2万6689平方メートル、契約期間7年7ヶ月が11筆、1万3009平方メートル

ル。

契約期間 20 年が 2 筆で 1329 平方メートル。

これら合計で 40 筆で 4 万 1027 m²と 27 平方メートルとなっております。

なお、各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また利用権の設定等を受けるものが公社となっているものにつきましては、農地中間管理事業投資をしておりますので、後程、農用地利用配分計画案にて、ご説明がございます。

失礼いたしました。

農用地利用促進計画案にてご説明でございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法。

第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はいないようでございます。

それではただいまより、農用地利用集積計画案について取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、利用権設定の推進についてということで、農政課、説明をお願いします。

(農政課)

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来者については、該当する推進委員の方へリストを渡しておりますので、相談を受けた場合はご所見のほどよろしくお願ひいたします。

また、今回の利用権設定用紙の提出締め切りは 9 月 15 日金曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局の方になりますので、ご助言のほどよろしくお願ひいたします。

なお、設定用紙が必要な場合は別途お届けいたします。

以上のことをよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

今月締め切りは9月15日になっております。

相談等受けたら、助言の方よろしくをお願いします。

続きまして農用地利用集積等促進計画案についてを、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。

よろしくお願ひいたします。

すいません座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和5年11月1日開始分の36件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、新規で登記地目、田、一筆955平米、登記地目畑、2筆2227平米。

契約方針で、登記地目、田。23筆、2万676平米。

契約期間7年7月のもの、新規で登記地目。田。9筆1万2280平米、契約更新で登記地目。田、一筆、729平米。

以上合計36筆、面積が3万6867平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等ございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

ございませんか。

はい。

ないようですので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということとします。

はい。

農政課、よろしいですよありがとうございます。

続きまして非農地証明願についてを審議します。

一番についてですが事務局説明の後、上杉推進委員さんはもう帰られたかな。

上杉推進委員の意見も合わせてお願ひします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願、一番の説明をします。

申請地の調査は8月17日に担当区の松本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市中村東町の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者の祖父が昭和41年に農地法の知識がなく、住宅を建築し、住居として利用しております。

以前は税の管理を親がしておりましたが、今回申請者が管理をすることになり、申請地が畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通り、住宅が建築されており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領2-5に該当します。

審議のほどよろしくお願ひします。

(会長)

委員さんの意見も言うたんかな？

(事務局)

これは松本推進委員。

(会長)

松本推進委員か。

(事務)

非農地の1番。中村。

(会長)

ほんなら松本推進委員さんやの。はい、どうぞ。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より一番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思いますがございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして2番についてです。

事務局説明の後、清田推進委員でいいのかな。

こっちが上杉さん。

はい。

それでは事務局説明の後、上杉さんはおらのやから、事務局か、一緒にもう意見も合わせてお願いします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は8月17日に担当区の上杉推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字海崎の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、前所有者が昭和31年に、2609番に、住宅及び倉庫を建築する際に、農地法の知識がなく、2613番の位置に跨り、建築しております。

またその住宅の進入路としても利用してきました。

今回、現所有者が相続した際に、この土地が畑であることがわかり、畑として利用していない部分を分筆し、地目変更するための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通り、倉庫及びその通路として利用しており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明証発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より、2番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして3番についてです。

事務局説明の後、橋迫推進委員さんは来てないな。

違うんか。

これも違うんか。

坂本さんか。坂本さんも来てないな。

はい。

推進委員さんの意見も合わせて、はい。

お願いします。

(事務局)

はい。

それ非農地証明が3番の説明をします。

申請地の調査は8月17日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市、上浦大字津井浦の2筆です。

申請地の土地の表示申請人は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が令和3年に相続しておりますが、昭和60年ごろから、すでに耕作者がいなくなり、相続時点ではすでに森林化しておりました。

今回贈与するにあたり、畑の所有権移転ができないための申請になります。

現況はスクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局で3番の非農地証明願の説明。

そして担当推進員さんからの、特に問題ないと意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、もう終わっちゃうの。

以上で非農地証明願の5件につきまして、3件につきましては承認したいと思います。

これにてすべての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして令和5年第9回佐伯市農業委員会を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。

(16時25分閉会)